

東大阪生生福第 2321 号

令和 3 年 1 月 5 日

生活保護法等指定施術機関 御中

東大阪市生活支援部長

生活保護に関する書類の押印について（お知らせ）

平素は、本市の生活保護行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について」(令和 3 年 1 月 7 日付厚生労働省通知)の発出にともない、一部の書類への押印を不要といたします。

詳細につきましては、別添「押印についてのお知らせ」をご参照いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

東大阪市生活支援部

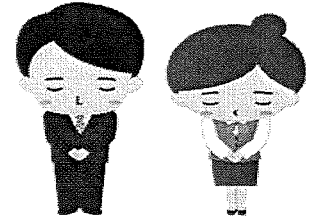
生活福祉室生活福祉課

担当 堀、西田、佐藤

TEL 06-4309-3226

押印についてのお知らせ（指定施術機関様向け）

「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について」（令和3年1月7日付厚生労働省通知）の発出により、これまで押印をお願いしていた書類への押印が一部不要となります。今後は以下の通り取り扱いただきますようお願いいたします。



押印が **不要** となる書類



- 給付要否意見書
- 生活保護法指定施術機関にかかる新規申請、変更・廃止申請など指定申請書等（免許証の提示は引き続き必要です）

当面押印を **必要** とする書類

- 施術券
- 同意書関係（医師の自署があれば押印は省略可能）

*今後、押印が不要となった際は、改めてご案内いたします。

～こんなときは？～

Q1. 押印がいらなくなった代わりに施術者名や施術所名等を手書きしないといけないのか？

A. 手書きである必要はなく、これまで通りゴム印や印字等でも結構です。

Q2. 記載内容を訂正する場合は？

A. 訂正印は不要です。二重線で消す等してください。

Q3. 間違えて押印した場合は？

A. そのままご提出ください。

Q4. ㊟が印字された意見書や申請書への押印は必要か？

A. 不要です。在庫分はそのまま使用させていただきたいと考えております。

Q5. 意見書を別紙で作成した場合、一対であることを証明するための割印は必要か？

A. 不要です。ただし、書類がバラバラにならないように、ホッチキス等の使用をお願いいたします。



*その他、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。

発行元：東大阪市 生活支援部 生活福祉室 生活福祉課 ☎06-4309-3226